栃木県における指定廃棄物の保管農家の負担軽減策の進捗状況について

令和５年３月 31 日
環　　境　　省

環境省では、栃木県において、関係市町及び県と連携して農家保管の指定廃棄物の暫定集約に向けて取り組んでいるところです。

那須塩原市に対しては令和３年６月に農家保管の指定廃棄物に対する暫定保管場所への集約や処分に向けた取組への協力をお願いし、市内 53 農家に保管されていた指定廃棄物約 1,217 トンを暫定保管場所である那須塩原クリーンセンターへ集約する作業を行ってきましたが、今般、この集約作業が完了しました。

また、同センターに集約された指定廃棄物のうち、放射能濃度が 8,000Bq/kg 以下に減衰した約 954 トンについて、指定取消しの手続きを経て処分が完了しました。引き続き、同センターに保管される 8,000Bq/kg 超の指定廃棄物が 8,000Bq/kg 以下に減衰した際の処分に関して、財政的・技術的支援を行う等、今後も同市と連携して進めてまいります。

さらに、栃木県内の他の関係市町及び栃木県とも引き続き連携を図りながら暫定集約をはじめとする指定廃棄物の処理に向けた取組を進めてまいります。

（参考）令和３年６月２日　農家保管の指定廃棄物に係る暫定集約に関する協力依頼（概要）

①農家保管の指定廃棄物に係る暫定保管場所を那須塩原クリーンセンターとして、8,000Bq/kg 超の農業系指定廃棄物を集約する。

②集約保管スペースを確保するため、現在保管中の指定廃棄物（焼却灰）のうち 8,000Bq/kg 以下のものを指定解除し、市の処分場で処分する。

③8,000Bq/kg 以下の農業系指定廃棄物については、指定解除を行い、一般ゴミと混焼し、処分する。

④集約した 8,000Bq/kg 超の農業系指定廃棄物については、8,000Bq/kg 超の焼却灰とあわせて保管を継続し、今後濃度が下がった段階で順次指定解除、処分を行う。

以上